



志茂 86号線 計画

事業認可取り消し裁判で東京地裁が不当判決

新たなたたかいへ



86号線現地調査で説明する豊崎原告団長 = 19日、志茂1丁目

30日、東京地方裁判所は、国に対して志茂地区の補助86号線計画事業認可取り消しを求める裁判について、原告である住民らの請求を棄却する不当な判決を言い渡しました。判決後の報告集会では、「こんな判決は認めるわけにはいかない」と、直ちに高等裁判所へ控訴する意向が確認されました。(のの山けん)

午後2時に開廷した裁判は、道路事業計画地外に居住する原告らの請求を却下するとともに、原告団の求めた認可取り消し請求を棄却するなどとした主文を裁判長が読み上げ、わずか1分ほどで閉廷となりました。

国と東京都の言い分をほぼ丸のみ

今回の裁判は、70年以上も前に決定された

とされる都市計画がそもそも不存在であり、この計画に基づく事業によって住民の居住権、財産権が不当に侵害されている事実について地権者らが告発したものです。

ところが、判決文では、問題となっている1946年(昭和21年)の「決定」(戦災復興院告示第15号)を「有効に存在していたものと認められる」などと断じているため、その後の論旨は国と東京都の言い分をほぼ丸のみし、住民の主張を退けるものとなっています。

計画図が不存在なのになぜ「合法」か

裁判では、46年に決定したとされる道路計画図について、東京都はその存在を示すことができませんでした。判決文でも「その現存は確認されていない」とされています。

正確な計画図が示されなければ、都市計画の範囲を特定できず、どこまでが権利を制限されるのかもわかりません。

決定図が存在していないならば、都市計画自体が不存在であることは明白です。

しかし判決文は、46年8月に発行された東京都建設局監修の「復興都市計画一覽圖」に同一の路線が記載されているから、決定図もこれと同じものであったと「推認することができる」としています。ところが、この資料は3万分の1の地図で、およそ都市計画の範囲を示せるものではありません。

高裁での新たな裁判を住民が決意

報告集会では、弁護団や原告から「極めて不当な判決。これであきらめるわけにはいかない」との発言が相次ぎ、控訴してたたかう決意が示されました。



26日、北とぴあのスペースゆうで、男女共同参画推進ネットワークの「区議との懇談会」が開かれ、日本共産党区議団の代表として、さがらとしこ、山崎たい子区議とともに参加しました。

## 格差解消めざして

男女共同参画ネットワーク・区議との懇談会



実施された男女共同参画に関するアンケートを基に討論。私は、日本のジェンダー・ギャップ指数は100位以下で、男女平等で世界から取り残されていることを強調し、この解決は、女性に責任を負わせるのではなく、男性こそ率先してとりくむべき課題と発言しました。

格差社会の改善へ力をつくします。

(のの山けん)

## 民団北支部新年会

# 日韓の友好さらに

27日、民団北支部の新年会が赤羽の銀座アスターで開かれました。冷え込んでいるという日韓関係ですが、お互いを理解しあい、冷静な話し合いを続けて関係改善を図るべきとのあいさつが相次ぎ、さらなる日韓友好への決意が示されました。(のの山けん)



**都営住宅**  
入居申込相談会

2月 9日(土)午後1時～3時

2月 10日(日)午後5時～7時

2月 13日(水)午後6時～8時

今回の募集は、家族向(ポイント方式)・単身者向・シルバーピアなどです。相談の際は、申込み用紙と収入がわかるもの(源泉徴収票、確定申告書など)をご持参下さい。詳しくは、☎090-2156-3510(のの山)までご連絡下さい。上記の時間以外にも、個別相談に応じます。

